

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- **規則**
福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- **告示**
土地改良区の定款の変更を認可した件
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件
道路の区域を変更する件三件
道路の供用を開始する件
廃川敷地等が生じた件
- **公告**
県営土地改良事業の工事が完了した件
都市計画事業の認可の告示があった件
- **福島県教育委員会**
福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
福島県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
高等学校通信教育規程第三条第一項の規定により協力校を指定する件の一部を改正する件
- **福島県教育委員会教育長**
一般競争入札を行う件
落札者を決定した件
- **福島県労働委員会**
あつせん員候補者として委嘱した件
- **正誤**
令和四年一月二十八日付け号外第四号中

五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五

規則

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第六号

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号を削り、同条第二号中「認定申請住宅」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請に係る住宅（以下「認定申請住宅」という。）」に改め、「規定する住宅性能評価書」の下に「（品確法第六条の二第三項又は第四項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書を除く。）」を加え、「の写し」を「又はその写し」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第五条中「第十条」を「第十一条第一項」に、「同条第二号」を「法第十条第二号」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（許可の申請に必要と認める図書等）

第六条 省令第十八条第一項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表一の（イ）項及び（ロ）項に掲げる図書
- 二 公図の写し（敷地境界線を明示したもの）
- 2 知事は、前項各号に定める図書又は書面のみによっては審査することが困難であると認めるときは、前項各号に定める図書又は書面のほか、審査上特に必要と認める図書又は書面の提出を求めることができる。

附則

この規則は、令和四年二月二十日から施行する。ただし、第一条の改正規定（同条第一号を削る部分、同条第二号中「認定申請住宅」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請に係る住宅（以下「認定申請住宅」という。）」に改める部分、同条第二号を同条第一号とする部分、同条第三号を同条第二号とする部分、同条第

四号を同条第三号とする部分及び同条第五号を同条第四号とする部分に限る。）は、令和四年四月一日から施行する。
(建築指導課)

告 示

福島県告示第八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区から令和四年一月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年二月九日認可した。
令和四年二月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和四年二月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不分明な者の氏名
 - 星美代子 星源助 三浦爲三 猪股三起子 渡部倉吉 渡部和市 星保男 玉川孝子 渡部門吉 五十嵐亀吉 渡部ヨイ 小椋清光 荒井重作 荒井又重 渡部正一 小椋義道 星ヨシイ 星長次郎 渡部信義 小室フジエ 芳賀耕八 五十嵐ワイ 芳賀吉夫 桜木注三郎 渡部常太郎 渡部竹四郎 渡部竹松 渡部長四郎 渡部長太郎 渡部直三郎 渡部彦七 渡部文吉 渡部平八 渡部豊三郎 渡部豊太郎 渡部弥重 渡部利平 渡部林次郎 渡部林太郎 渡部傳三郎 堀井久次 堀井勝太郎 堀井長七 小山永吉 小山市作 小山常松 小山清太郎 小山善吉 小山豊作 星源八郎 渡部伊八 渡部卯之吉 渡部喜代作 渡部喜六 渡部亀重 渡部儀作 渡部久三郎 渡部金四郎 渡部熊吉 渡部四五エ門 渡部七三郎 渡部周作 渡部庄三郎 渡部庄次郎 遠藤卯平 遠藤岩吉 遠藤吉次郎 遠藤源次 遠藤甚吉 遠藤清次 遠藤浅吉 遠藤善作 遠藤定吉 五十嵐久太郎 五十嵐久平 五十嵐久六 五十嵐新次郎 黒森励岸 児山甚三郎 弓田安次 弓田金作 弓田金藏 弓田徳重 弓田浜吉 弓田平吾 佐藤平角 星丑太郎 渡部権藏 渡部平吉 芳賀安太郎 芳賀利八
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと

- と。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和四年福島県告示第三十六号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和四年二月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不分明な者の氏名
 - 斎藤ミノリ 後藤恒男 半谷運治 遠藤一二 高玉政衛 後藤基衛 後藤トシ 赤石沢律 高橋福寿 荒巖 遠藤三夫 前田サツ子 佐々木綱三 渡部喜造 小山田秀雄 鈴木富治 宍戸亥助 佐藤伝 後藤リキ 奥山重政 遠藤清一 高玉政衛 佐々木仁太郎 酒井調治 遠藤春夫 遠藤清勝 赤石沢武 戸沢ミツエ 伊東重典 赤石沢千恵子 赤石沢勝司
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和四年福島県告示第三十四号)によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所まで令和四年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一八号	会津若松市門田町大字 中野字大道西二四番三 地先から 同 市門田町大字 中野字屋敷二〇番地先 まで	変更前 変更後	一八・〇〇 三五・七 九・三〇 三五・七	六七五・〇 六七五・〇

(道路計画課)

福島県告示第九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道下渋 佐南新田 線	南相馬市原町区上渋佐 字寺崎三八六番地先か ら 同 市原町区上渋佐 字寺崎四四番一地先ま で	変更前 変更後	八・三〇 九・三 一一・六〇 一四・二	二〇九・五 二〇九・五 二〇九・五

(道路計画課)

福島県告示第九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

計画課及び福島県南建設事務所で令和四年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一八号	東白川郡矢祭町大字東 館字館本八番二地先か ら 同 郡同 町大字戸 塚字戸塚五九番地先ま で	変更前 変更後	七・二〇 一一・七 一一・二〇 四二・九	一、二七三・六 一、二七三・六 一、二七八・六

(道路計画課)

福島県告示第九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年二月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一八号	会津若松市門田町大字中野字大道 西二四番三地先から 同 市門田町大字中野字屋敷 二二一番一地先まで	令和四年二月一八日

(道路計画課)

福島県告示第九十六号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和四年二月十八日

令和四年二月十八日

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第三号

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立高等学校学則(昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

別表第一福島県立福島高等学校の項中

全日制	普通科	五六〇人
全日制 単位制	普通科	二八〇人

全日制	普通科	八四〇人
-----	-----	------

に改め、同表福島県立福島明成高等学校の

項中

生物工学科	一一〇人
-------	------

を

生物工学科	八〇人
-------	-----

に改め、

同表福島県立福島工業高等学校の項中「三三〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立福島西高等学校の項中「五六〇人」を「五二〇人」に改め、同表福島県立福島東高等学校の項中「七六〇人」を「七二〇人」に改め、同表福島県立川俣高等学校の項中

普通科	一一〇人
機械科	四〇人

を

普通科	一一〇人
-----	------

に改め、同表福島

全日制	普通科	四八〇人
-----	-----	------

県立保原高等学校の項中

定時制 (夜間)	商業科	一一〇人
	普通科	一六〇人

を

全日制	商	普
-----	---	---

通科	四四〇人
業科	一一〇人

に改め、同表福島県立安達高等学校の項中「五二〇人」を

「四八〇人」に改め、同表福島県立本宮高等学校の項中「二〇〇人」を「二六〇人」に

改め、同表福島県立安積高等学校の項中

全日制	普通科	八八〇人
-----	-----	------

を

全日制	普通科	五六〇人
全日制 単位制	普通科	二八〇人

に改め、同表福島県立郡山東高等学校の項

中「八〇〇人」を「七六〇人」に改め、同表福島県立郡山商業高等学校の項中「三六〇人」を「三三〇人」に改め、同表福島県立郡山高等学校の項中「六八〇人」を「六四〇人」に改め、同表福島県立あさか開成高等学校の項中「五六〇人」を「五二〇人」に改め、同表福島県立須賀川高等学校の項中「福島県立須賀川高等学校」を「福島県立須賀川創英館高等学校」に、「四八〇人」を「七二〇人」に、「一一〇人」を「八〇人」に改め、同表福島県立清陵情報高等学校の項中「一六〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立長沼高等学校の項を削り、同表福島県立田村高等学校の項中「五二〇人」を「四八〇人」に改め、同表福島県立小野高等学校の項中「三三〇人」を「二八〇人」に改め、

同表福島県立会津高等学校の項中

全日制	普通科	七二〇人
-----	-----	------

を

日制	普通科	四八〇人
----	-----	------

に改め、同表福島県立会津学鳳高等学校の項中「六

日制
単位制
普通科
二四〇人

八〇人」を「六四〇人」に改め、同表福島県立会津工業高等学校の項中

八〇人
四〇人

電気科	四〇人
電気情報科	八〇人

に、

情報技術科

電気科
電気情報科

八〇人」を「情報技術科」に改め、同表福島県立喜多方高等学校

の項中「四八〇人」を「二四〇人」に、「二〇〇人」を「四〇〇人」に改め、同表福島

県立猪苗代高等学校の項中

普通科	一一〇人
観光ビジネス	四〇人

を「

普通科

一一〇人」に改め、同表福島県立大沼高等学校の項中「福島県立大沼高等学校」を「福

島県立会津西陵高等学校」に、「二四〇人」を「四八〇人」に改め、同表福島県立坂下

高等学校の項を削り、同表福島県立只見高等学校の項中「二五〇人」を「一一〇人」に

全日制
普通科
八四〇人

を

に改め、同表平商業高等学校の項中「二〇

全日制	普通科	五六〇人
単位制	普通科	二八〇人

〇人」を「一六〇人」に改め、同表福島県立湯本高等学校の項中「福島県立湯本高等学

福島県立小名浜海星高等学校の項中「二〇〇人」を「一八〇人」に改め、同表福島県立勿

来工業高等学校の項中「一八〇人」を「四〇〇人」に改め、同表福島県立遠野高等学校の項

全日制	総合学科	五二〇人
単位制	普通科	一六〇人

相馬市

別表第一福島県立小高産業技術高等学校の項中「二〇〇人」を「一六〇人」に改め、

同表福島県立新地高等学校の項を削り、同表福島県立福島中央高等学校の項を次のよう

福島県立ふくしま新世高等学	定時制	普通科	二四〇人	福島市
校	定時制 (夜間)	普通科	四〇人	
	単位制 (夕夜間)	普通科	四〇人	

別表第二福島県立安積高等学校御館校の項及び福島県立修明高等学校鮫川校の項を削

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第四号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号)

の一部分を次のように改正する。
第十五条の二第一項の表相馬東高等学校の項中「相馬東高等学校」を「相馬総合高等

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

「相馬市立磯部中学校」を「相馬市立磯部中学校」に改める。
「相馬市立磯部中学校」を「相馬市立磯部中学校」に改める。

福島県教育委員会告示第二号

高等学校通信教育規程第三条第一項の規定により協力校を指定する件（昭和四十一年福島県教育委員会告示第二号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年二月十八日

福島県教育委員会

表中「福島県立福島中央高等学校」を「福島県立ふくしま新世高等学校」に改める。
（高校教育課）

福島県教育委員会教育長

（高校教育課）

公告第3号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか91施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年2月18日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

1 入札に付する事項

- 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県教育センターほか91施設の電気供給業務 一式
- 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- 供給期間 令和4年6月1日から令和5年5月31日まで
- 供給場所 福島県教育センター（福島県福島市瀬上町字五月田16番地）ほか91施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電力事業者とし

て登録を受けている者であること。

- (5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年3月10日(木)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁財務課

電話024-521-8613

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年3月10日(木)午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和4年2月18日(金)から同年3月10日(木)まで(土曜日及び日曜日並びに同年2月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年3月3日(木)午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和4年4月5日(火)午前11時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎3階教育委員室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年4月4日(月)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural Education Centre and 91 other facilities 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 5 April 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 4 April 2022
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-8613

(財 務 課)

公告第4号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける新時代の学校におけるICT環境研究開発事業に係る端末等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県財務規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年2月18日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
新時代の学校におけるICT環境研究開発事業に係る端末等 一式（搬入、導入、設置、調整、撤去等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁高校教育課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年12月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
328,929,865円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年10月29日

(高校教育課)

福島県労働委員会

公告第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。

令和四年二月十八日

福島県労働委員会

会長 平 石 兼 生

氏 名	現 職	前 歴	委嘱年月日
平石 典生	福島県労働委員会会長 弁護士		令和2年6月23日
吉高神 明	福島県労働委員会会長代理 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立大学法人福島大学 経済経営学類助教授	同
駒田 晋一	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
二瓶 優子	福島県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士		同
横 裕康	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
荒川 聡	福島県労働委員会労働者委員 U A セン セン 福島県支部長	U A セン セン 大分県支部長	令和4年1月25日
大越香代子	福島県労働委員会労働者委員 東芝プレシジョン労働組合福島支部副執行委員長	東芝照明プレシジョン労働組合中央執行委員	令和2年6月23日
大槻 光政	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部委員長	東北電力労働組合福島県本部組織局長	令和4年1月25日

菅野 恵	福島県労働委員会労働者委員 トヨタカラー福島労働組合執行委員	トヨタカラー福島労働組合評議委員	令和2年6月23日
坂路 芳知	福島県労働委員会労働者委員 フネスト岩田労働組合福島支部長	フネスト岩田労働組合福島支部執行委員	同
穴澤 耕二	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者協会専務理事	社団法人会津地区経営者協会事務局長	同
石山 純恵	福島県労働委員会使用者委員 株式会社クリフ代表取締役	株式会社フゴラ専務取締役	同
板橋 正治	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務理事兼事務局長	福島県経営者協会連合会専務理事代行	同
千歳 芳雄	福島県労働委員会使用者委員 いわき経営者協会相談役	アルバイソフニエツフクチヤリソフ株式会社顧問	同
永山 忍	福島県労働委員会使用者委員 郡山運送株式会社代表取締役会長	郡山運送株式会社代表取締役社長	同
吉成 宣子	福島県労働委員会事務局長	福島県商工労働部政策監	令和3年4月27日
清野 宏明	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	福島県総務部総務課長	令和3年4月27日
遊佐盛一郎	福島県労働委員会事務局審査調整課主幹兼副課長	福島県南地方振興局県税部主幹兼副部長兼管理納税課長	令和2年5月26日

(密 査 監 査 監)

○令和四年一月二十八日付け号外第四号中

六	三	ページ
下	下	段
ら 後ろか 一五	ら 後ろか 一〇	行
岩屋堂		正
岩谷堂		誤

正 誤